

静岡県告示第30号

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第5条第1項により、次の静岡県指定有形文化財の指定を解除したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年1月16日

静岡県知事 川勝平太

種別 有形文化財（工芸品）  
名称 太刀 銘 備州長船則光  
員数 1口  
指定書番号 第228号  
指定年月日 昭和36年3月28日  
理由 県外移転